

重要事項説明書

1 事業者（法人）・事業所の概要

（１）事業者の概要

名称	社会福祉法人 桐孝会		
代表者名	理事長 村上義孝		
所在地	茨城県石岡市東光台二丁目 8 番 3 号		
電話番号	0299-28-0121	FAX 番号	0299-28-0122

（２）事業所の概要

（ア）提供できるサービスの種類

事業所名	相談支援事業所 あいホーム石岡		
サービスの 主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等疾患 (18 歳未満の者は除く)		
指定事業所番号	0830500435		
所在地	茨城県石岡市旭台三丁目 16 番 23 号		
管理者	小川 望		
電話番号	0299-56-2235	FAX 番号	0299-28-3750

（イ）事業所の職務内容及び職員体制

職 種	職務の内容	人 数
管理者	職員の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、職員に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 名
相談支援専門員	相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を行います。 (ア) アセスメントの実施 (イ) サービス等利用計画書の作成及び利用者への交付 (ウ) モニタリングの実施 (エ) サービス担当者会議の開催	1 名以上
当事業所では精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修及び、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了した相談支援専門員を配置しております。 （精神障害者支援体制加算、行動障害支援体制加算の算定事業所）		

(ウ) 事業所の営業日及び営業時間等

営業日及び サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。
営業時間及び サービス提供時間	午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人桐孝会が設置する指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営の方針

(ア) 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。

(イ) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

(ウ) 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとします。

(エ) 関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとします。

3 相談窓口、苦情対応

管理者は、提供した指定相談支援事業所に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講ずるものとする。

○ 当事業所相談窓口

管理者 0299-56-2235

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3363

石岡市役所保健福祉部社会福祉課担当 0299-23-1111